

パネルディスカッション「障害者差別解消支援地域協議会について」

立教大学コミュニティ福祉学部 平野 方紹

「障害」の語句についての議論があることは了解していますが、今回は法律や制度の説明ですので、法令用語との整合性を図るため、便宜的に「障害」と表記します。

はじめに ー障害者は特別な人かー

○意外に多い障害者

身体障害児・者 約337万人 (2.5% 40人に1人)

知的障害児・者 約55万人 (0.6% 170人に1人)

精神障害者(患者) 約303万人 (2.2% 45人に1人)

これを単純にトータルすると、わが国の障害者は約695万人となり、国民の5.4%、19人に1人は障害者ということになる

○他人事ではない「障害者」(身体障害の例を考える)

身体障害の原因のほとんどは事故・疾病です。特に高齢者に多い、白内障・緑内障、老人性難聴、生活習慣病や糖尿病による脳血管障害、心臓機能障害、内部障害などによる障害者が増大しています。一般に「先天的」と分類される障害原因は10%にも達していません。なお、先天的とは出生前に障害が生じているというという意味で、決して遺伝的であるということではありません。

※医療技術の進歩により、これまで助からない命も助かるようになり、生涯病院での生活を強いられた患者も、病院を出て社会生活を営むことができるようになりました。

しかし、完全に元の身体・生活に戻るわけではありません。生活のしずらさを抱えた「障害者」となって生活することとなります。

※知的障害者は先天的(遺伝的ということではありません)要因が多いといわれていますが、精神障害はほとんどが原因を疾病によるものです。



これから高齢化が進行することで障害者は必然的に増大する。

(高齢化率 2014年 26%(65歳以上) 12.5%(75歳以上))

少なくない「県民」が障害者となる→障害のある人を回避する自治体サービスや企業活動は難かしくなるのが現状

**参考例** ヨーロッパ諸国は国民の 10 人に 1 人が障害者となっており、高齢者よりも障害者の方が福祉産業のマーケットとしては大きい(元気な高齢者＝福祉サービスは不要、障害のある高齢者＝福祉サービスは必要)



バリアフリー、ノーマライゼーションが生まれ、定着してきた。

## 1 障害者差別解消法の課題と性格

○そもそも差別とは何かターゲットとしての「障害者差別」－

「差別」…①ある基準に基づいて、差をつけて区分すること。扱いに違いを付けること。  
②偏見や先入観などをもとに、特定の人々に対して不利益・不平等な扱いをすること。  
また、その扱い。(取り扱いに差をつけること。便りも不当に低く取り扱うこと。)

(デジタル大辞泉 (小学館))



障害を理由(根拠)にしたものであること…「障害者だからいい」「障害者のくせに」「障害者は別だ」「障害者だからだめだ」等々

○なぜ「差別禁止」ではなく「差別解消」なのか

経済界始め各方面から「差別禁止」に反論(差別の定義が難しいのに禁止は厳しすぎる、意図して差別してる訳ではない…)

・差別禁止法(取締法・規制法)→差別解消法(予防法・啓発法)

①障害者虐待防止法、刑法などがあり、実害のある差別はそちらが対応する→実害を伴わない差別が基本的対象)、②障害者への虐待や犯罪の根底には必ず差別意識がある、③障害者 VS 「健常者」という対立構造ではなく、共生・協働の包摂関係が基本、④障害者への差別意識は社会的に作られたもの→社会的対応で変えられる、⑤「差別行為」は取り締まれても、その根底にある「差別意識」を取り締まることはできない

○差別解消の具体的方策

- ・「差別解消」(差別を意図した行為の解消)と「環境改善」(障害者を受け入れない環境を改善)
- ・差別に関するガイドライン設定により自己点検・第三者点検を行い、障害者差別を可視化する(差別への気付き)

- ・ 障害者への対応を共有し、地域・社会全体が受入可能な状態にする

#### ○差別解消法の目指すものは何か

「差別」解消・禁止というと重苦しくて、厳しい感じがありますが、解消法の考え方を柔らかく表現すれば「こころのバリアフリー」です。障害者が生きずらさや嫌な思いをせずに市民生活を送れるような環境を目指すことです。

※バリアフリー→「物理的障壁」「制度的障壁」「意識の障壁」「情報の障壁」の除去



多様な存在の承認＋多様な価値観の承認＋社会的包摂（社会的排除の解消）

○制度・システム、設備から考えるのではなく人から考える「柔軟さ」



県民誰もがその人らしく暮らせる秋田県づくりを障害者を切り口に進める

## 2 障害者差別解消における行政機関の役割と考える

行政機関が抱える2つの立場→①差別解消法の推進主体 ②差別解消法における事業者

### ①差別解消法の推進主体（それぞれの所管分野では担当課・所が推進主体となる）

#### ・ 障害当事者への普及啓発と主体形成

「我慢しなくても良い」「障害者だから違っていいわけではない」「おかしいと声を上げてもいいんだ」→障害当事者が差別を感じ、訴えることができる→差別解消法は障害者が差別を申し出る（顕在化した「差別」対象とする→「差別意識」の取り締まりではない！！）

#### ・ 事業者への普及啓発と取り組み支援

**事業者への普及啓発**→差別解消の取り組み主体としての自覚と取り組み（「法律で決まったからやってくれ」では本当の取り組みにならない）

企業の社会的存在意義と貢献（企業としての社会的役割を担う）

多様性の承認（従業員、顧客には様々な人がいる→ユニバーサルデザイン→新たなマーケットの開拓）

#### **事業者への支援活動**

事業者が恐れていることは「合理的配慮違反」での摘発→どうすれば「違反にならないか」ではなく、「障害者はこんなサポートを必要としています」を基本に例 話せない障害者には筆談でということで、脳性マヒ者に筆談をする

事業者「障害者をわかっていない」→多くの事業者は障害も障害者も理解できていません。そこで障害の知識を提供することで解決するかと言えば決してそうではありません。「障害の知識」だけではなく「障害者とのつきあい方」がわかっていません。「つきあい方」を理解してもらうことや「つきあい方をアドバイスする人」につなげることが大事です。

例 自動車のメカニズムにかんする知識だけでは自動車は動かさない。運転技術がなければ動かない。(むしろ必要なのは運転技術)

事業者と障害者の仲介役

「差別事案」のすべてが問題ケースとは限りません。障害者側の誤解等によるものも少なくありません。ここで大事なのは、そのすれ違いをひもとき、お互いになぜもめたかを理解し、それぞれの見直しについて納得することです。こうしたプロセスでの役割が期待されます。

総合的な相談窓口の設置とサポートのネットワークが重要(地域協議会の活用自立支援協議会の活性化)

## ②事業者としての行政機関

対応のガイドラインを作成し、それを遵守することは当然として次の点を踏まえて検討してください

- 障害者が窓口にくることを前提として対応を考える  
「わかる人が代わって来てください」「(手続き)できる人がきてください」はあり得ない→基本は障害者対策ではなくユニバーサルデザイン(だれでも利用できる行政窓口)
- バリアフリーは建物や書類だけでない barrier-free(物理的障壁・制度的障壁・文化情動的障壁・意識上の障壁の除去)→バリアフリーデザイン(障害のある人が手続きを完了できるまでを保障するという視点)
- 事業実施での障害者差別を見逃さない  
「障害者なんだから」「障害者のくせに」などの障害者差別についてはその場できちんと対応する→その場で放置するとあとで取り返しの付かないこととなります

## 3 地域での差別解消に向けた取り組みをどう進めるのか—事業者支援の例—

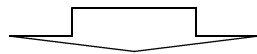
実際に障害者差別解消法を施行する際には、多くの民間事業者の理解と協力が必要とな

ります。そこでこれまでに相談のあった事例などからどう取り組めば良いのかを説明します。

求められるのは、①障害者を雇用する事業者としてどう差別解消に取り組むのか、②事業を展開する事業者として「顧客」である障害者に対し差別を生じない対応をするのか、という 2 つの眼で考えることです。

○当事者は差別を自覚していない・声を出せない

- ・これが当たり前、障害者だから仕方ない→あきらめ
- ・そもそも差別されていることを認識できない→マイナスの受容・適応
- ・(表面的には) 解決を望まない→事態を荒立てたくない、今の場所を失いたくない



障害者が何も言わないから「問題がない」わけではない。むしろ言い出せないことが問題となる → 表面化したときは「炎上」状態

○何が差別で、何が差別でないかを見極める

明確な基準がない、風土や宗教などから地域的な違いがある→事例を地域で積み重ねるしかない

○解決の道筋を一緒に考えることの大事さ

一方的に「差別」と認定して、改善策を強要しても本質的解決にはならない→なぜ差別してしまったのか、どうすれば解消できるのかを本気で考えてもらうことが大事(解消法はそれぞれの障害の特性や状況で違っており、個別の対応が必要であるから)



障害者差別を障害者と事業者の対立関係とせず、一緒に考えて解決する課題とする。

○障害者はクレーマーでは無い!

クレーマーとは、事業者に対してクレームすることそれ自体が目的であり(したがって原因を無理にこじつける、生成する)、利益(金品、特権、自己満足など)を得るために行う常習的傾向のある人々です。

多くの障害者は、「差別された」ということへの「憤り」があり、それがクレームになります。したがって、求めているのは「理解」と「納得」です。

「理解」とは客観的に事実を認識することで、これには感情を排した対応が必要です。一方、「納得」は主観的に感情を穏やかにして受容することで、これには情緒的関与が必要です。

※紛争となった場合、障害によってはさらに混乱したり、感情的になることもあります。  
第三者に関与してもらったり、日時や場所を改めるだけでも落ち着くことがあります。

### むすびに

障害者差別解消法の最終的な目標や、障害当事者や住民、事業者など地域や社会を構成する様々な主体が、障害者の差別解消に意識を持って取り組み、その取り組みを意識し、検証し合うことです。

障害者と地域が共存・共生する社会を作る基盤づくりとして障害者差別解消法をご理解ください。